就業条件

年次有給休暇の取得率は49.4%で上昇

厚生労働省は昨年12月27日、平成29 (2017)年の「就労条件総合調査」結果を発表した。それによると、2016年(または2015会計年度)1年間の年次有給休暇の付与日数は18.2日(前年18.1日)で、そのうち労働者が取得した日数は9.0日(同8.8日)となっており、取得率は49.4%となった。取得率は、前年(48.7%)よりも0.751上昇している。

同調査は、民間企業における就労条件(労働時間制度、定年制、賃金制度等)の現状を明らかにするため、毎年1月に実施しているもの。調査は、16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業について、産業、企業規模別に一定の方法で抽出した6,367社を対象に実施し、4,432社(有効回答率69.6%)から得た有効回答を集計した。

労働時間制度

取得した有給休暇日数は9.0日

2016年(又は2015会計年度)1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数を除く)は労働者1人平均18.2日(前年18.1日)、そのうち労働者が取得した日数は9.0日(同8.8日)で、取得率は49.4%(同48.7%)となっている。取得率は、前年に比べ0.7%上昇した。

取得率を企業規模別に見ると、 1,000人以上が55.3% (同54.7%)、 300~999人が48.0% (同47.1%)、 100~299人が46.5% (同44.8%)、 30~99人が43.8% (同43.7%) となり、 規模が大きくなるほど取得率は高い。 そのほか、年次有給休暇を時間単位 で取得できる制度がある企業割合は 18.7%(前年16.8%)となっており、 前年に比べて1.9%上昇した。

勤務間インターバル導入企業は 1.4%、予定・検討は5.1%

調査では、今回初めて、勤務間インターバル制度の導入状況について設問を設けている。1年間を通じて実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別の企業割合を見ると、「全員」が37.3%と最も多く、次いで「ほとんど全員」が34.3%となっている。また、「全くいない」が9.2%、「ほとんどいない」が3.5%だった。実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者が「ほとんど全員」または「全員」とする企業割合は71.6%だ。

勤務間インターバル制度の導入状況 別の企業割合を見ると、「導入している」が1.4%、「導入を予定又は検討している」が5.1%となっており、「導入の予定はなく、検討もしていない」が92.9%だった。

勤務間インターバル制度の導入の予定はなく、検討もしていない企業について、その理由別の企業割合(複数回答)を見ると、「当該制度を知らなかったため」が40.2%と最も多く、次いで、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が38.0%となっている。そのほかの理由としては、「夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため」(8.1%)、「人員不足や仕事量が多い

ことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため」(7.7%)、「当該制度を導入すると労働時間管理が複雑になるため」(5.0%)などとなっている。

定年制

65歳以上定年年齢の企業割合 17.8%

定年制を定めている企業割合は 95.5% (前年95.4%) となっており、 そのうち、定年制の定め方別の企業割 合を見ると、「一律に定めている」が 97.8% (同98.2%)、「職種別に定め ている」が2.2% (同1.6%) だった。

一律定年制を定めている企業のうち、 「65歳以上」を定年年齢としている 企業割合は17.8%(前年16.1%)と なっており、前年に比べて1.7對上昇 した。

企業規模別に見ると、1,000人以上が6.7%(同6.7%)、300~999人が9.4%(同9.1%)、100~299人が12.5%(同11.6%)、30~99人が20.5%(同18.5%)となっている。産業別に見ると、宿泊業,飲食サービス業が29.8%(同18.9%)で最も高く、複合サービス事業が1.6%(同1.0%)で最も低い。

一律定年制を定めている企業のうち、 勤務延長制度又は再雇用制度のある企 業割合は92.9%(前年94.1%)、勤務 延長制度(両制度併用含む)のある企 業割合は20.8%(同23.6%)、再雇用 制度(両制度併用含む)のある企業割 合は83.9%(同83.4%)となっている。

(調査部)